

# 「太陽光発電施設の設置等に関する条例」を制定しました

## 太陽光発電施設(50kW以上)の設置には、届け出や許可が必要となります



### 条例制定の背景

国の固定価格買取制度(FIT制度)の普及などにより、県内でも太陽光発電の導入が進んでいます。

一方近年は、設置に当たって住民とのトラブルが見られます。適正に管理されていない太陽光発電施設の土砂災害などへの影響も懸念されており、地域と共生した太陽光発電の導入の必要性が高まっています。

### 条例により手続きを規定

県は、令和2年4月に「太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」を策定し、事業者に対し適正な手続きを求めてきました。今後、脱炭素社会の実現に向けて、さらに取り組みを強化するため、新たに「太陽光発電施設の設置等に関する条例」を制定し、太陽光発電施設の適正な設置等に関する手続きを定めました。

### 説明会開催

9/5月 午後2時～3時30分

新しい条例で何がかわるのか、必要な手続きなどについて説明します。(事業者向け) オンライン(Zoom)配信により行いますのでご参加ください。 ※アーカイブ視聴もできます

詳しい情報と申し込みはこちら



### 条例の概要

施行日：令和4年10月1日

対象：出力50kW以上の太陽光発電施設 (建物等の屋根等に設置するものを除く)

- 条例に規定する事項
- 設置規制区域における設置の原則禁止
  - 地域住民等への事前説明
  - 事業計画の届け出
  - 維持管理等計画の策定および公表
  - 事業廃止の事前届け出
  - 違反行為に対する行政処分および罰則

#### 設置規制区域

##### 原則設置禁止

- ① 地すべり防止区域
- ② 急傾斜地崩壊危険区域
- ③ 土砂災害特別警戒区域
- ④ 砂防指定地

#### その他の区域

##### 届け出制

問 再生可能エネルギー室  
0222(211)2666  
✉ saiseis@pref.miyagi.lg.jp  
必要な書類などはこちらからダウンロードできます。



### 条例改正の背景

近年、温室効果ガス排出量の削減に寄与する太陽光発電や風力発電の導入が進む一方、山間部などにおいてこれらの事業等による環境への影響が懸念されています。

そこで、事業者による環境保全への適正な配慮と、そこで暮らす地域住民との情報共有や対話など、「コミュニケーション」の充実を図るため、「環境影響評価条例」の一部を改正しました。(施行日/令和4年10月1日)

### 早い段階で地域住民に事業計画の概要を周知

環境影響評価の手続きのおおむねの流れは、①方法書 ②準備書 ③評価書ですが、条例改正により、事業者が①方法書を作成する前に「事業計画の概要」を地域住民や関係する市町村に周知し、環境の保全上の観点からの意見を求めることを義務化しました。

手続きは、第一種事業と第二種事業に区分されています。規模の小さい第二種事業は、これまで説明会や地域住民が意見を提出する機会がありませんでしたが、新たに②準備書の手続きに説明会などの実施を義務化しました。

# 「環境影響評価条例」を一部改正しました

## 大規模な発電事業等を行うときは 住民へ周知する必要があります

### 手続きの流れ(第二種事業)



※赤い部分が改正により追加

### 条例改正の概要

- 「事業計画概要書」の手続きを新設し、地域住民等への周知を義務化
- 第二種事業に説明会の手続きを新設し、地域住民等が意見を提出できる機会を創設
- 条例の対象事業となる規模要件の改正(条例施行規則改正により、風力発電所、太陽電池発電所、工場・事業場用地造成事業の規模要件を改正) など

### 環境影響評価条例に関すること

問 環境対策課  
0222(211)2667

